

会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成 3 1 年 4 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 4 回定例総会議事録

署名委員 肥後 安美

署名委員 榮 清安

## 奄美市農業委員会第4回定例総会議事録

1. 招集日時 平成31年4月25日(木) 午後9時30分～

2. 招集場所 市役所6階 会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	岸田 国広	9	栄 和正
2	中棚昭三十	10	泉 智宜
3	肥後 安美	11	中山 芳一
4	榮 清安	12	寺師 清満
5	南 和利	13	吉 卓男
6	西 盛満	14	濱手 薫
7	前山 重一郎	15	土浜 良二
8	前田 孝徳	16	野崎 清志

4. 欠席委員

なし

5. 議事に参与した者

事務局長 用稲 工巳      事務局次長 池 秀平  
住用分室長 原 俊三      笠利分室長 竹田 勇人

6. 報告事項

- ・臨時総会日程について
- ・5月定例総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第16号 農業振興整備計画変更申請に伴う農用地区域（除外）  
の決定について
- 議案第17号 名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定  
について
- 議案第18号 笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定  
について
- 議案第19号 笠利地域農用地利用集積計画（農地中間管理事業活用）  
の決定について

(4) その他

議 長

(吉 会長)

ただいまの出席委員は16人であります。総会は成立いたしました。  
これから、平成31年第4回定例総会を開会いたします。  
それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、3番 肥後 安美委員と4番 榮 清安委員  
のお二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第14号から議案第19号までの6件  
を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としており  
ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第14号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といた  
します。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>1 ページ議案第 1 4 号 農地法第 3 条の許可申請について、農地法第 3 条の規定により下記案件に対する農業委員会の意見を求めます。</p> <p>2 ページの NO. 1 3 につきましては贈与による所有権の移転でございます。受人は笠利町にお住まいで、渡し人は長崎県在住の方でございます。申請地は 9 筆で合計、4 2 9 4 m<sup>2</sup>でございます。既に 5 0 3 3 m<sup>2</sup>の土地でサトウキビを栽培されていると聞いております。</p> <p>取得後もサトウキビの他、たんかん・野菜を栽培する予定との事で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>2 0 ページの NO. 1 4 につきましても、贈与による所有権の移転でございます。受人は笠利町にお住まいで、渡し人は鹿児島市在住の方でございます。申請地は 1 筆で合計、1 1 1 4 m<sup>2</sup>でございます。現在 3 反ほどの畑を所有されております。</p> <p>取得後は 2 2 ページにありますように野菜と果樹を栽培する予定で面積の拡大のためと判断します。</p> <p>2 8 ページ. NO. 1 5 につきましては、贈与による所有権の移転でございます。受人は笠利町、渡し人は奈良県にお住まいの方です。申請地は 3 0 ページにありますように 3 筆で合計 3 1 3 6 m<sup>2</sup>でございます。取得後はサトウキビを栽培する予定で面積の拡大のためと判断します。</p> <p>3 8 ページ. NO. 1 6 につきましても、贈与による所有権の移転でございます。受入、渡し人共に笠利町にお住まいの方でございます。申請地は 3 9 ページにありますように 6 筆で 1 5 6 1 m<sup>2</sup>でございます。現在 4 0 ページにありますよう 4 反 5 畝の農地を取得しており、今後は 4 1 ページにありますようにサトウキビを栽培する予定で面積の拡大のためと判断します。以上 4 件でございます。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項の各号該当しないため、許可要件のすべて満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>(吉会長)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。</p>
5 番	<p>(南委員)</p>

農地法の第3条の規定による議案第14号NO.13について調査報告をいたします。

平成31年4月22日15時に譲受人に直接お会いしまして、お話しを聞く事ができました。また、丸田推進委員にも立ち会っていただきました。

譲渡人は譲受人の甥っ子にあたり、同日15時30分譲渡人本人に連絡し、本議案の許可申請の内容を確認いたしました。

いずれにしても受人は十分な農機具等も保有し、意欲的に農作業に取り組んでおり、今回の申請も規模拡大のためです。また、受人は高齢であるが名瀬在住の長男がおり、現在も農作業に臨時で従事しております。今後、同居し常時農作業に従事することを予定しており、次女も臨時の雇用を予定していることから労働力の確保も問題ないと考えております。

次に土地の確認を同日15時40分から受人立ち会いのもと行いました。譲渡人には連絡の際、遠方であるため受人のみの立ち会いで行う事の許可をいただきました。

所在及び面積等は別紙のとおりであり、耕作地までの距離も問題ありません。現在番号の1と6は野菜を耕作しており、2.3.4.5はサトウキビが主に耕作されております。7.8は中山間地で平成22年に非農地として認定されています。9は一部柑橘類が栽培されている状況でした。

耕作地は今後とも耕作を続けるとのことでした。また、隣接地との境界は土手や側溝、植栽により区分されており、お互いが周辺農地での農作物栽培に支障を及ぼすようなことがないように配慮されていました。

最後になりますが、受人は今後も農業振興活動に参加し、地域の農業経営の発展に協力していきたいとの事でした。

調査の結果は、農地法第3条の調査の第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。

以上で調査報告を終わります。

事務局

(竹田笠利分室長)

農地法第3条の規定による許可申請書NO.13の譲渡人に4月22日月曜日に電話にて申請内容の確認を行いました。

譲渡人は長崎県に常駐しており今後笠利町の土地の管理について話し合いを行った結果。叔父にあたる譲渡人に贈与したいという事でした。委員の皆様のご審議よろしく願います。

8 番

(前田委員)

農地法第3条の規定による許可申請のNO. 14の所有権移転、贈与の受人について報告いたします。

4月22日月曜日、竹田笠利分室長と同伴で受人宅にて、本人と申請人と奥さんの立ち会で申請書の確認をいたしました。

渡し人と受人の奥さんが兄妹にあたります。11時半より申請書の確認と現在の耕作状況は家庭菜園を作り準備をしており年間200日ほど畑にいるという事で本人も73歳で元気です。

また、娘さんも同居をしているという事でございました。

申請地につきましては、新たにサトウキビと野菜を栽培するという事でありました。書類等については問題ないという事でございます。

土地の調査については、確認後現地の法へ案内してもらい笠利町分室長同伴で土地の調査をいたしました。

22ページの野菜が1951㎡となっていますけども、サトウキビを植えておりましたので、隣のほうにサトウキビを835㎡と訂正頂きたいと思えます。野菜が1116㎡となります。これは本日の朝、本人に7時45分に確認をとっております。そのようなことで約半分はサトウキビの半分は春植えがなされ、残りの半分はサトウキビの株出し用という事で言われました。後は野菜を作るという事で耕耘した状態でありました。以上受人と土地の調査につきましては11時半から12時半までで終わって解散しましたという事でございます。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。委員の皆様の審議方よろしくお願いいたします。

事務局

(竹田笠利分室長)

農地法第3条の規定による許可申請NO. 14の譲渡人に4月22日月曜日14時21分に電話にて申請内容の確認を行いました。本人の調子が悪いという事で、譲渡人の奥さんにお話しをいたしました。譲渡人は現在鹿児島市に住んでおり、譲受人の妻とは兄妹関係にあるという事です。今回の申請内容につきましては記載している通りですが、所有権移転の登記の際の手続きについては譲渡人の兄弟、長男にあたる方がいらっしゃるという事で、再度話し合いを行ってから手続きを進めるという事でした。委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

15番

(土浜委員)

農地法の第3条の規定によるNO. 15について調査報告をいたします。

4月23日午後1時30分、受人の自宅で話を聞きました。

渡し人は父の従兄弟で島に帰る予定もないので土地を譲りたいとの事でした。

受人は現在1丁5反くらいの畑で主にサトウキビを栽培しており、渡し人の畑は近くの畑は前から利用しているが、手花部の畑は道もなく利用しにくいが何とかやっていきたいとこ事でした。

土地について報告します。

4月23日午後2時頃、受人立ち会いの下、現地確認をいたしました。

申請地は集落の中にあります。現在色々な野菜が栽培されていて、周辺の農地への影響もなく問題ないと思います。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。委員の皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

事務局

(竹田笠利分室長)

農地法第3条の規定による許可申請NO. 15の譲渡人に4月22日月曜日14時30分に電話にて申請内容の確認を行いました。

譲渡人は現在奈良県に住んでおり、譲受人の親とは従兄弟関係になるという事です。これまでも譲受人は畑を管理しており今後も譲渡人は利用の予定がないことから贈与するとの事です。

以上ですが、委員の皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

8番

(前田委員)

ただいまのNO. 15の土地について調査報告を申し上げます。

土地は今話がありましたように5筆ありまして、1筆は土浜委員のほうで報告して頂きました。残りの4筆につきましては、はっきり言いまして遊休農地化していますので、4月24日午前10時30分に笠利分室に行きまして、航空写真を頂いて場所を設定してもらい午後3時30分頃より、申請地を確認しました。この地区は基盤整備地区外で山の谷間の水田と思われます。現在枯れ松の倒木や雑木で覆われている状況でありました。残りの3筆ですが、手花部から平集落に入る手前右側の山のような所です。道がなく農



地確認でもまわっていますが、この場所は足の踏み入れる場所もない状況です。航空写真確認と、本日前、申請人に会いまして、状況等をお話しすると本人も分かっており、本人の意思も確認したところであります。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。委員の皆様の審議方よろしくお願いいたします。

2番

(中棚委員)

農地法第3条の規定による許可申請について、NO. 16の贈与による所有権移転による譲受人について報告いたします。

4月22日午後3時に本人に面会し書類の確認等をいたしました。

譲受人と譲渡人は姉妹であります。本人は和野集落の実家の農園の長女であり親の農業を夫と応援していて農業には問題ないと思われま

す。書類の内容についても間違いはないという事で、農業委員の皆さんのご審議をよろしくお願

いしますとの事です。第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。

3番

(肥後委員)

農地法第3条の規定による許可申請書NO. 16について渡し人及び土地について調査しましたので報告いたします。

渡し人につきましては4月23日午前7時に渡し人宅へ伺い本人と会い調査をいたしました。朝の7時で大変失礼とは思いましたが渡し人は朝、家を出るのが早いためこの時間しかないと思

いお会いしましたところ快く対応していただきました。受人、渡し人の関係は中棚委員からの報告のとおりですが簡単に言えば父親が亡くなられた時の相続登記の際、別字、別地番である今回の申請している土地が登記した土地に隣接していることに気づかず今進めている地籍調査委員の指摘で分かったとの事です。申請書に間違いはないのでよろしくお願

いしますとの事でした。土地につきましては、渡し人に話をうかがった後、現地まで同行して戴きました。

現地は和野、赤木名線の途中、畜産センター牛のセリ市場のすぐ和野寄りです。45ページをご覧ください。982番地はすでに受人に登記されてお

今回の申請地も一体となって夏植えされたサトウキビが立派に育っています。1町歩は超えるのではないかと思える広さです。申請書に現況、原野とあるのは畑の法面に木が生えて原野状態との事だと思います。別に問題があるとは思いません。

調査の結果、農地法第3条、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。NO. 13からNO. 16について質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第14号農地法第3条の規定による許可申請については、担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

(「全員」挙手あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第14号農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

議長

(吉会長)

日程第4

議案第15号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(用稲局長)

(議案の朗読及び農地区分の報告)

47ページをお開き下さい。

NO. 3につきましては、売買による所有権の移転で、資材置き場としての申請で

ございます。6月10日着工、同月の25日工事完了予定です。

申請地は大熊の墓地から山裾沿いに148m奥に入った所で、面積が347㎡の申請です。

都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断される。

55ページ. NO. 4につきましては、売買による所有権の移転で、万屋の7筆で1,707㎡で空港近くに駐車場としての申請でございます。申請地は空港前の交差点から山手方向に430キロ行った場所で、農業振興地内で、今年の11月定例総会にて、除外に係る農業委員会に意見書が求められた案件でございます。

現在、県へ除外申請して、確定済みですのでございます。

申請地は万屋集落内にある土地で周りを農地と住宅に囲まれており、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

64ページ. NO. 5につきましては、売買による所有権の移転で、一般住宅としての申請でございます。9月からの着工、同月の12月に完成予定です。

申請地は和光町の九州運輸局横の川を挟んだ山裾になり、面積は143㎡です。

都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断される。

72ページ. NO. 6につきましても、売買による所有権の移転で、同じく一般住宅としての申請でございます。9月からの着工、同月の12月に完成予定です。

申請地は和光第1公園の隣になります。面積は343㎡のうち199㎡の申請です。

都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断される。

81ページ. NO. 7につきましては、売買による所有権の移転で、空港近くに駐車場としての申請でございます。案内図での申請場所がわかりにくいため、別添でNO. 7の案内図をお配りしていますので確認して頂きたいと思っております。申請地は

	<p>原ハブ屋さんの隣を山手の方へ151mほど入った所で2筆の3, 190㎡での申請です。</p> <p>農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>以上5件でございます。</p>
議 長	<p>(吉会長)</p> <p>それでは、順次申請人及び土地の順に担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p> <p>(前山委員)</p> <p>農地法5条のNO.3、受人について調査報告をします。</p> <p>23日の午後4時頃受人の事務所を訪問しまして確認をいたしました。</p> <p>申請書のとおり間違いありませんという事ございました。</p> <p>以上です。</p>
14番	<p>(濱手委員)</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請書NO.3の譲渡人と土地についての調査報告をいたします。譲渡人に4月21日午後3時頃自宅へ伺い直接話を聞く事ができました。この書面については記載されているとおり売却価格等も間違いのない事でした。</p> <p>次ぎに土地についての調査報告をいたします。</p> <p>譲渡される土地は大熊区画整理事業で行われた区画内の一部で空き地になっているところで譲渡人の自宅の向かいにあります。短い雑草が生えている程度で事前着工もなく問題はないと思います。以上報告いたします。</p> <p>皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>(竹田笠利分室長)</p> <p>第5条の規定による許可申請書NO.4の譲受人に4月22日月曜日に電話にて申請内容の確認を行いました。</p> <p>申請内容につきましても転用の目的や地番、面積土地の価格等間違いのない事で確認がとれました。</p> <p>同じく許可申請書NO.4の譲渡人4月22日月曜日15時に電話にて申</p>

請内容の確認を行いました。

土地の所在面積売買価格等に間違いはないという事でしたので、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

3 番

(肥後委員)

農地法第5条第1項の規定による許可申請NO.4の土地について調査をいたしましたので報告します。

4月23日14時現地にて確認をいたしました。

事務局からも説明がありましたが、昨年11月の定例会に農業振興整備計画の変更申請が出た件であります。

今年の3月22日に許可が下りたようで事務局に確認をしていただきました。

現場を見てまいりましたが一時期計画変更をした後に重機を入れてありましたが、許可が出ないうちに手を付けないで下さいと注意をいたしました。それ以後は進んでない状況です。生産性の低い土地でもあり、畑への再生が難しい所でもあります。渡し人も本人も高齢である事から色々心配しておられるようですので、農用地区域の変更もありましたので、特に問題はないと思われます。以上です。

7 番

(前山委員)

5条申請のNO.5について報告いたします。

4月21日日曜日に電話で確認をいたしました。受人に確認をした結果、申請書のおとり地番、面積、対価等間違いありませんのでよろしくお願い致しますとの事でした。

渡し人につきましては4月21日の日曜日に本人宅に訪問いたしまして、確認いたしました結果、申請書のおとり間違いありませんのでよろしくお願い致しますという事でございました。NO.5については以上でございます。

11 番

(中山委員)

NO.5の土地について現地を前山委員に案内して頂き確認しました。その結果その土地が整備された土地で売買には問題ないと思います。

次ぎに受人について電話で確認し職業等も確認いたしました。

申請内容についても間違いありませんという事でした。

7 番	<p>(前山委員)</p> <p>NO. 6 の渡し人について報告いたします。</p> <p>4 月 2 4 日午後 1 時 3 9 分頃に電話で確認をいたしました結果、申請内容のとおり間違いありませんのでよろしくお願ひしますという事でございましたので皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
1 1 番	<p>(中山委員)</p> <p>土地について報告します。4 月 2 1 日 1 0 時頃土地を確認しました。3 4 3 m<sup>2</sup>の内の 1 9 9 m<sup>2</sup>を確認いたしました。問題ないと思います。</p>
事務局	<p>(竹田笠利分室長)</p> <p>第 5 条の規定による許可申請 NO. 7 の受人について 4 月 2 3 日火曜日 1 4 時 5 0 分に電話にて申請内容の確認を行いました。申請内容につきましても転用の目的や地番、面積等に間違いのないとの事で確認が取れました。</p> <p>以上ですが委員のご審議をよろしくお願ひします。</p>
1 5 番	<p>(土浜委員)</p> <p>農地法第 5 条に係る NO. 7 について調査報告をいたします。</p> <p>4 月 2 3 日午後 0 時 3 0 分渡し人に直接会い話を伺いました。</p> <p>土地の所在及び権利の設定等にかかる対価等の記載内容には間違いのないとの事でした。</p> <p>土地については 4 月 2 3 日午前 1 1 時 1 0 分頃笠利分室長と一緒に現地を見に行きました。申請地は土浜集落の外れにある原ハブ屋の横を登った場所であり、1 筆は平で少し雑草が生えた様な状態でした。もう 1 筆は少し勾配がある土地で周りは普段見られない珍しい大きな木が植えられていました。周辺に農地はなく問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>(吉会長)</p> <p>それでは本案に対する質疑に入ります。NO. 3 から NO. 7 について質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>

	<p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第15号農地法第5条による許可申請については担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。</p> <p>(「全員」挙手あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第15号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めこれを許可することに決定いたしました。</p> <p>NO.7については、3000㎡を超えておりますので、県農業会議へ諮問することにいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(吉会長)</p> <p>日程第5</p> <p>議案第16号 奄美農業振興地域整備計画の変更(除外)についてを議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(用稲局長)</p> <p>92ページ議案第16号 奄美農業振興地域整備計画の変更(除外)について</p> <p>93ページをお開き下さい。申し出人は龍郷町大勝の方で、場所は笠利町用安になります。93ページにありますように、地番1322-4については一般住宅建設を目的としております。申請地は100ページにカラーで位置図を添付してございます赤の斜線で示した場所です。</p> <p>また102ページの地番1322-6番につきましては錯誤による農振地域編入のためでございます。申請地は106ページの次のページをカラーで示してあります。詳しくは農林水産課の方が見えておられますので説明をお願いしたいと思います。</p> <p>以上農業委員会の意見を求めます。</p>
<p>農林水産課</p>	<p>(久保田係長)</p> <p>今回2筆の申請が上がっております。</p> <p>目的といたしましては2筆を使って、住宅と民宿施設で事業計画が上がっ</p>

ております。1322-6の錯誤についてご説明いたします。

平成19年に編入しておりますが、農道整備のために農振地域に編入しましたが、この土地に関しましては編入の同意を得ておりませんでした。分筆した際に市の方で誤って編入してしまったという経緯がございます。

周辺状況ですが、奥はグランドゴルフ場が整備されて、後ろは現況が山で農業的な広がりはないという事でございます。以上でございます。

議長

(吉会長)

それでは土地について報告をお願いします。

15番

(土浜委員)

土地について調査報告をいたします。

4月22日午前10時40分頃笠利分室長と一緒に現地を見に行きました。申請地は用安の山手の方に有り1筆は道路と同じ高さで、きれいに整地され少し雑草が生えているくらいでした。もう1筆は道路よりかなり高く小山の様でススキも茂って、とても農地とは思えない状態でした。以上です。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。NO.2.3について質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第16号 奄美農業振興地域整備計画の変更(除外)については担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

(「全員」挙手)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号 奄美農業振興地域整備計画の変更(除外)については、審議の結果各項目とも適当と認めこれを許可することに決定いたしました。



議 長

(吉会長)

日程第 6

議案第 17 号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたしますが本件には濱手委員の案件が含まれていますので、退席を求めます。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議 長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 17 号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

(「全員」挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

濱手委員の着席を求めます。

日程第 7

議案第 18 号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局	<p>(竹田笠利分室長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第18号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。</p> <p>(「全員」挙手)</p> <p>挙手多数でご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第18号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第8</p> <p>議案第19号笠利地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(竹田笠利分室長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

議案第19号笠利地域農用地利用集積計画（農地中間管理事業活用）の決定については、許可意見と認めることにご異議がなければ挙手をお願いいたします。

(「全員」挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第19号笠利地域農用地利用集積計画（農地中間管理事業活用）の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようですから、これから協議会へ移したいと思います。

正会に戻します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

平成31年 4月25日

奄美市農業委員会

会長 吉 卓男

署名委員

署名委員

作 成 者 用 稲 工 巳

